

## 住宅改修費の受領委任払い制度について（事業者用）

新発田市高齢福祉課

介護保険適用の住宅改修費の給付は、これまで利用者が改修費用の全額を負担した後、市から9割相当額を利用者に対して支給する「償還払い」方式で行ってありますが、平成22年4月1日から新発田市ではこれと併せ「受領委任払い」方式による支給を実施しております。

「受領委任払い」とは、住宅改修の施行事業者と利用者との合意のもと、施工事業者は利用者から改修費用の1割相当額を利用者負担額として受け取ったうえで、本来市から利用者に対し給付される9割相当額を利用者に代わり受領するものです。これにより利用者は改修費用の全額を施工事業者に支払う必要がなくなることから、利用者の一時的な経済的負担が軽減されます。

利用者が受領委任払いを利用するには「受領委任払い方式」を取り扱える住宅改修施工事業者等が住宅改修をしなければなりません。受領委任払い制度の実施に向け、取り扱う登録事業者を募集します。対象となる登録事業者は、市内だけでなく市外、県外の事業者も登録対象とします。

### 1. 事業所の登録

受領委任払い制度を取り扱うためには、事前に新発田市への登録が必要となります。登録は次の書類を新発田市へ提出してください。

介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費受領委任払い取扱事業者登録申請書  
代理受領届出書

受領委任払い取扱いに関する誓約書

登録に必要な申請書類は市のホームページからダウンロードできます。

事業者登録は平成22年3月24日から行うことができます。

登録事業者については、市のホームページで周知するほか新発田市高齢福祉課及び各支所、各地域包括支援センター窓口で確認できます。

## 2 . 受領委任払いができる利用者の制限

次のいずれかに該当する場合は、受領委任払いを利用することができません。

介護保険料の滞納を原因とした給付制限を受けている場合。

介護保険料を滞納している場合。

要介護認定の申請（新規申請、変更及び更新申請）中であるため、要介護度が決定していない場合。

病院等に入院又は介護保険施設に入所している場合。

住宅改修をしようとする住居の所在地が介護保険者証に記載された住所と同じでない場合。

申請後に該当から外れた場合は、受領委任払いによる支給はできなくなります。

## 3 . 受領委任払いの取扱い手順

受領委任払いを利用することについて施工者と利用者との間で合意した場合は、以下の手順により手続きを行ってください。

支給申請（事前申請）

利用者は、「介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（受領委任用）」に以下の書類を添付し、新発田市へ提出してください。

住宅改修が必要な理由書（介護支援専門員（ケアマネジャー）等が作成）

工事費見積書

住宅改修前の状態が確認できる日付入りの写真（ただし、デジタルカメラ等による写真の場合は、黒板等に日付を記入のうえ確認しやすい位置に置いて撮影してください。）

そのほか、工事箇所が確認できる図面

居宅介護（介護予防）住宅改修費の受領に関する委任状

【「居宅介護（介護予防）住宅改修費の受領に関する委任状」について】

施工事業者は、「居宅介護（介護予防）住宅改修費の受領に関する委任状（同意書）」のそれぞれの欄に以下の事項を記入し、利用者に渡してください。

- ・受任者（施工事業者）の住所、事業者名または施工事業者、代表者名または施工事業所長名、登録施工事業所名及び新発田市登録番号を記入してください。

「受任者（住宅改修施工事業者）」欄の右端に押印してください。

- ・住宅改修費の振込先口座

上記以外の欄は利用者の記入欄となります。

住宅の所有者が申請者と異なる場合は、住宅所有者の承認が必要となりますが、「介

護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支申請書（受領委任払い用）」にある「住宅所有者の承諾欄」に記載し押印し承諾を得てください。

承認通知書の受け取り、住宅改修の着工

市で申請書類を審査した後、申請者及び施工事業者等あてに「居宅介護（介護予防）住宅改修承認通知書」により通知します。住宅改修の着工は、利用者やケアマネジャーからの確認を取ってから行ってください。

改修費用予定額が申請時と変わる場合は、工事に取り掛かる前に必ず市へご相談ください。

住宅改修の完了及び利用者負担額（1割）の受領

施工事業者は、住宅改修の工事が完了したら、改修費用に1/10を乗じた額（1円未満の端数切り上げ）を利用者負担額として利用者から受領します。

【介護保険対象分の利用者負担額（1割）の算出に当たっての留意事項】

1円未満の端数は切り上げます。

（例1）改修費用の額が133,333円の場合

利用者負担額 =  $133,333 \times 1 / 10 = 13,333.3$  円

13,334 円（1円未満の端数切り上げ）

住宅改修を行うことにより、利用者が行った住宅改修に係る改修費用の額が支給限度基準額（20万円）を上回る場合は、支給限度基準額内の改修費用の額に10分の1を乗じた額と支給限度額を超える額の合計額を利用者負担額として支払いを受けます。

（例2）概に133,333円分の住宅改修を行っている利用者が、90,000円の住宅改修を行った場合

（支払限度基準額内の改修費用の額） = 200,000 円 - 133,333 円  
= 66,667 円

（支給限度基準額を超える改修費用の額） = 90,000 円 - 66,667 円  
= 23,333 円

利用者負担額 =  $66,667 \text{ 円} \times 1 / 10 + 23,333 \text{ 円}$

= 6,666.7 円 + 23,333 円 = 29,999.7

30,000 円（1円未満の端数切り上げ）

支給限度基準額を超える改修費用の額は、住宅改修費の支給の対象とはなりません。

このような場合、介護保険対象額の1割分（6,667円）と支給限度額を超える改修費用額（23,333円）を利用者から受け取ることになるので、領収証にはその合計金額である30,000円を記載してください。

領収証の交付及びその他住宅改修費の支給申請に必要な書類の引渡し  
施工者は、利用者から利用者負担額（1割）を受領した後、以下の書類を渡してください。

住宅改修に要した費用に係る領収証（原本）

工事費内訳書

住宅改修後の状態が確認できる日付入りの写真（ただし、デジタルカメラ等による写真の場合は、黒板等に日付を記入のうえ確認しやすい位置に置いて撮影してください。）

領収証は以下の事項を記載してください。

領収日

利用者名

施工事業者の名称

（利用者負担額の）領収額

支払者改修費用（10割）の額

（前記例2の領収証の記載例）

領 収 証	
	平成22年
新発田 太郎 様	
金 額	¥ 30,000 -
但し トイレの手すりの取り付け及び廊下の段差解消工事（90,000円）の 利用者負担額として。（介護保険対象額66,667円） 上記正に領収しました。	
（住宅改修施工事業者名）	
*登録した事業所名です	

介護保険対象自己負担額（1割額）+ 介護保険対象外の金額を記載してください。

介護保険対象額（10割分）を記載してください。

印

完了報告書

利用者は、施工事業者に利用負担額を支払った後、「介護保険 居宅介護（介護予防）住宅改修 完了報告書」に以下の書類を添付し、新発田市へ提出してください。

住宅改修に要した費用に係る領収証（原本）

工事費内訳書

住宅改修後の状態が確認できる日付入りの写真（ただし、デジタルカメラ等による

写真の場合は、黒板等に日付を記入のうえ確認しやすい位置に置いて撮影してください。)

## 4 . 受領委任払いによる支給の手順

住宅改修の計画について利用者（家族）、ケアマネジャー等と十分検討、相談してください。



利用者等は新発田市へ申請してください。

必要な書類（事業者で作成するものもあります）

- ・介護保険居宅介護（介護予防）住宅改修費支給申請書（受領委任払い用）
  - ・住宅改修が必要な理由書
  - ・住宅改修費の受領に関する委任状
  - ・工事見積書 事業者作成
  - ・住宅改修前の状態が確認できる日付入りの写真（ただし、デジタルカメラ等による写真の場合は、黒板等に日付を記入のうえ確認しやすい位置に置いて撮影してください。)
- そのほか、工事箇所が確認できる図面等 事業者作成

申請は、高齢福祉課 介護保険係（市役所本庁2階）で行うことができます。  
市への申請を行う前に住宅改修を開始した場合は、住宅改修費の支給を受けることはできません。



新発田市が申請書を確認したら、「居宅介護（介護予防）住宅改修 承認通知書」を利用者と施工業者に送付します。承認通知書が届いたら利用者に確認し、工事を着工してください。

)「居宅介護（介護予防）住宅改修 承認通知書」が届く前に住宅改修を開始することはできません。

)承認通知書が発行された後でも受領委任払いのできる利用者に該当しなくなった場合は、承認が取り消され、受領委任払い制度は利用できなくなります。（事業者へもお知らせします。）





住宅改修が終了しましたら、利用者から改修費用の1割を利用者負担額として受け取ってください。( \*介護保険対象額の1割の金額)  
その際に、利用者のお名前で領収証を作成し渡してください。



利用者は新発田市へ次の書類を提出してください。  
必要な書類(事業者で作成するものもあります)  
・介護保険 居宅介護(介護予防)住宅改修 完了報告書  
・領収証(利用者負担額) \*事業者作成  
・工事費内訳書(請求明細書等) \*事業者作成  
・住宅改修後の状態が確認できる日付入りの写真(ただし、デジタルカメラ等による写真の場合は、黒板等に日付を記入のうえ確認しやすい位置に置いて撮影してください。) \*事業者作成



完了報告書の受付後、内容を審査し、新発田市から施工事業者に対し、住宅改修費の支給決定額、振込日等が記載された「介護保険 居宅介護(介護予防)住宅改修費 受領委任払い支給に係る代理受領事業者支払通知書」が送付されます。また、住宅改修利用者に対し「介護保険 居宅介護(介護予防)住宅改修費 支給決定通知書」を送付します。



住宅改修利用者に支給決定通知書を送付した後、市役所から保険給付を受領委任した施工事業者へ費用の9割分を支払います。  
\*申請書類に不備があった場合は、支給決定通知書の発送や施工事業者への支払が遅れることがありますのでご注意願います。

**【通知及び支払いの時期ほか注意すべき点について】**

施工事業者への指定口座の振込みは、申請月の翌月27日までに行います。(土日及び祝日の場合は繰り下げ。)

申請書類に不備があった場合や、施工された住宅改修の必要性に疑義が生じた場合など、審査に通常以上の時間を要する場合は、通知や支払いが遅れることがあります。

当住宅改修費受領委任払いの給付支給は、介護保険対象の工事の分しか給付されません。介護保険対象外の工事について発注者から工事代金の徴収ができない場合、新発田市では工事代金の補てんはしません。また、それによるトラブルについても責任は負いません。

## 5 . その他

住宅改修費の支給額について

介護保険住宅改修費の支給（最高額 18 万円）は、最高額まで利用した場合、再度、利用しようとしても支給を受けることはできません。

ただし、次のいずれかに該当する場合は、改めて住宅改修費の支給（最高額 18 万円）を利用することができます。

転居後の住宅について住宅改修を行う場合。

下表「介護の必要の程度」が 3 段階以上上がった場合で行った住宅改修。（ただし、同一住宅・同一要介護者について 1 回が限度です。）

「介護の必要の程度」の段階	要介護状態区分
第六段階	要介護 5
第五段階	要介護 4
第四段階	要介護 3
第三段階	要介護 2
第二段階	要支援 2 または要介護 1
第一段階	要支援 1

住宅改修費の算定上の留意事項

住宅改修の設計及び積算の費用

住宅改修の前提として行われた設計及び積算の費用については、住宅改修の費用として取り扱いますが、住宅改修を伴わない設計及び積算のみの費用については住宅改修費の支給対象となりません。

新築又は増改築の場合

住宅の新築は、住宅改修とは認められないので住宅改修費の支給対象となりません。

また、増改築については、新たに居室を設ける場合等は住宅改修費の支給対象となりませんが、廊下の拡幅にあわせて手すりを取り付ける場合、便所の拡張に伴い和式便器から洋式便器に取り替える場合等は、それぞれ「手すりの取付け」、「洋式便器等への便器の取替え」に係る費用についてのみ住宅改修費の支給対象となります。

住宅改修費の支給対象外の工事も併せて行われた場合

住宅改修費の支給対象となる住宅改修に併せて支給対象外の工事も行われた場合は、対象部分の抽出、按分等適切な方法により、住宅改修費の支給対象となる費用を算出します。（この場合、支給対象外分は市から施工事業者へ補てんしません。）

#### 被保険者等自らが住宅改修を行った場合

被保険者が自ら住宅改修のための材料を購入し、本人又は家族等により住宅改修が行う場合は、材料の購入費は住宅改修費の支給対象となります。この場合、「住宅改修に要した費用に係る領収証」は、材料の販売者が発行したものとし、これに添付する工事費内訳書として、使用した材料の内訳を記載した書類を本人又は家族等が作成することになります。

なお、このときも、住宅改修が必要な理由書等は必要です。

#### ひとつの住宅に複数の被保険者がいる場合の住宅改修の費用

ひとつの住宅に複数の被保険者が居住する場合においては、住宅改修費の支給限度額の管理は被保険者ごとに行われるため、被保険者ごとに住宅改修費の支給申請が行われた場合は、当該住宅改修のうち、各被保険者に有意な範囲を特定し、その範囲が重複しないように申請を行うものとします。

例えば被保険者が2人いる場合において、各自の専用の居室の床材の変更を同時に行ったときは、各自が自らの居室に係る住宅改修費の申請を行うことができますが、共用の居室について床材の変更を行ったときは、いずれか一方のみが支給申請を行うこととなります。



## 参考：住宅改修の対象となる工事

要介護者等が居住している建物と玄関から道路までの屋外改修が対象です。

手すりの取付け	廊下、便所、浴室、玄関から道路までの通路等に転倒防止もしくは異動、または移乗動作に資することを目的として設置するもの
段差の解消	居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差および玄関から道路までの通路等の段差を解消するためのもの
床材の取替え	居室：畳敷から板製床材・ビニール系床材等への変更、 浴室：滑りにくい床材への変更 通路面：滑りにくい舗装材への変更
扉の取替え	扉全体の変更（開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンカーテンへの取替え）ドアノブの変更、戸車の設置 など （ただし、自動ドアに取り替える場合、自動ドアの動力部分の設置は対象にはなりません）
便器の取替え	和式便座から洋式便座への取替え （ただし、和式便座から暖房便座、洗浄機能が付加されている洋式便器への取替えは含まれるが、すでに洋式便器である場合のこれらの機能の付加は除く。また、非水洗和式便座から水洗〔簡易水洗〕化の工事は除く。）
その他 ～ の改修に付帯して 必要となる工事	手すりの取り付けのための壁の下地補強など 浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事など 床材の変更のための下地の補強や根太の補強など 扉の取替えに伴う壁または柱の改修工事など 便座の取替えに伴う給排水設備工事、床材の変更など

詳しくは市役所、地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等へお問い合わせください